

# 業務指示書

## インドネシア国中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト【開発計画調査型技術協力】（ファスト・トラック制度適用案件）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年12月3日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年12月5日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：復旧・復興に係る業務全般

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容 (評価対象者のみ)

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

( ) 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／復旧・復興支援）】

- 1) 類似業務の経験：復旧・復興支援に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 チームリーダー／土地利用計画／空間計画】

- 1) 類似業務の経験：土地利用計画／空間計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 チームリーダー／インフラ施設計画】

- 1) 類似業務の経験：インフラ施設計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 チームリーダー／コミュニティ開発／地域産業振興】

- 1) 類似業務の経験：コミュニティ開発／地域産業振興に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者4】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月11日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IDR1 = 0.00741 円, US\$1 = 112.201 円, EUR1 = 127.778 円)

### 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
  - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)  
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
  - c) テレビ会議システム  
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／復旧・復興支援  
チームリーダー／土地利用計画／空間計画  
チームリーダー／インフラ施設計画  
チームリーダー／コミュニティ開発／地域産業振興

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

26.60 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

## (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年12月18日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。



#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

##### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

##### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

##### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

##### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

##### (3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

##### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査を含みます。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。  
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

インドネシア国中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト【開発計画調査型技術協力】（ファスト・トラック制度適用案件）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(20.00)	
(1) 類似業務の経験	12.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	8.00	
2. 業務の実施方針等	(20.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	6.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	8.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	3.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(24.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／復旧・復興支援	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
ア) 類似業務の経験	10.00	( )
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	
オ) その他学位、資格等	3.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： チームリーダー／土地利用計画／空間計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： チームリーダー／インフラ施設計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： チームリーダー／コミュニティ開発／地域産業振興	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 1. プロジェクトの背景

2018年9月28日、インドネシア中部スラウェシ州の州都パル市の北80kmを震源とするM7.5の地震が発生した。同震災では、主に液状化に起因すると推測される内陸部での地滑り（以下、「液状化地滑り」）及び沿岸部での津波の影響により、これまでに死者2,075名、重傷者10,679名、行方不明者680名、住宅損壊約7万戸という、甚大な被害が生じている（2018年10月25日時点）。その他、中部スラウェシ州の中でも、パル市、シギ県、ドンガラ県を中心に、橋梁の崩壊、港湾施設の損傷、給水施設の損傷、灌漑水路の損傷、病院や学校等の公共施設の機能不全、等が顕著な状況にある。

震災からの復旧・復興は、国家開発企画庁（National Development Planning Agency: 以下、「BAPPENAS」）と公共事業・国民住宅省（Ministry of Public Works and Public Housing: 以下、「PUPR」）を中心に、復旧・復興に係るニーズの把握と復興に係る計画の検討を行っている。具体的には、BAPPENASは、我が国の支援のもと、復興マスタープラン（インドネシア語では「Dokumen Rencana Induk Pembangunan Kembali Wilayah Terdampak」）の策定を2018年12月末までに完成させる予定で行っているところである。今後、同復興マスタープランに基づき、地方自治体や関係機関が、それぞれ具体的な各種復興計画を策定し、復興事業が実施される予定である。

かかる状況をふまえ、JICAは2018年10月15日以降、インドネシアに調査団を派遣し、復旧・復興支援に係る情報収集や、今後のシームレスな復旧・復興支援策に係る協議を、BAPPENASをはじめとする関係機関と実施し、先方政府から我が国に対して、同震災からの復興への技術協力の要請が接到了。

本事業は、上記を背景として、復興マスタープランに基づき、インドネシア政府による各種復興計画の策定及び復興事業の実施支援を行い、「仙台防災枠組2015-2030」にも位置づけられている「より良い復興」（Build Back Better: 以下「BBB」）の具現化を図り、より災害に強い社会の形成を目指すものである。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクトの目的

インドネシアの中部スラウェシ州地震災害からの復興計画の策定及びその実施支援等を行うことにより、的確かつ円滑な復興事業の促進と、より災害に強い社会の形成に寄与する。

### (2) 期待される成果（アウトプット）

- ① 災害リスク評価の実施及びハザードマップの作成
- ② 災害リスク評価に基づく空間計画の策定
- ③ インフラ・公共施設の強靱化の促進
- ④ 生計回復及びコミュニティ再生の実現

### (3) 対象地域

中部スラウェシ州：パル市（Palu City）、シギ県（Sigi District）及びドンガラ県（Donggala District）（合計約9,866km<sup>2</sup>）

### (4) 協力相手先機関

以下の機関を主たるカウンターパート（以下、「C/P」）機関とする。なお、

BAPPENAS が全体の調整の窓口機関である。

- ① 国家開発企画庁 (BAPPENAS)
- ② 土地・空間計画省 (Ministry of Land and Spatial Planning: 以下、「ATR」)
- ③ 公共事業・国民住宅省 (PUPR)
- ④ 運輸省 (Ministry of Transport: 以下「MOT」)
- ⑤ 気象・気候・地球物理庁 (Agency for Meteorology, Climatology and Geophysics: 以下、「BMKG」)
- ⑥ 地質庁 (Agency for Geology: 以下「BG」)
- ⑦ 国家防災庁 (National Disaster Management Authority: 以下「BNPB」)
- ⑧ 地方政府 (中部スラウェシ州、パル市、シギ県、ドンガラ県)

(5) 協力期間

2018年12月～2021年11月 (計36ヵ月)

(6) 調査概要

アウトプット①

- ア) 被災状況分析
- イ) 地質調査等の実施
- ウ) 液状化地滑り、津波等の自然災害に係るリスク評価
- エ) ハザードマップの作成に係る地方政府、ATR への支援
- オ) ハザードマップの作成に係る参照マニュアルの作成

アウトプット②

- カ) 既存空間計画及び策定中の空間計画 (案) のレビュー
- キ) 災害リスク評価を踏まえた、地方政府及びATRによる空間計画及び詳細空間計画の策定支援
- ク) 土地利用規制や建築規制の策定、改善及び運用に係る地方政府、PU、及びATRへの支援
- ケ) 災害リスク評価を踏まえた空間計画及び詳細空間計画の策定に係る参照マニュアルの作成
- コ) 戦略的環境アセスメントの実施

アウトプット③

- サ) インフラ・公共施設の対象セクターの決定 (暫定的に、(a)道路・橋梁、(b)港湾、(c)上水道、(d)灌漑、(e)防災施設 (堤防等)、(f)公共施設 (学校、病院、政府庁舎等) とする)
- シ) 対象セクターの被害状況の分析
- ス) 構造設計や建設に係る法令、ガイドライン、マニュアル等のレビュー
- セ) 無償資金協力を想定した優先復興事業の概略設計、概略事業費、施工計画の策定、重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策・モニタリング計画案の作成
- ソ) 対象セクターにおける復興基本コンセプトの策定に係る地方政府、PU 及びMOTへの支援
- タ) 戦略的環境アセスメントの実施
- チ) インフラ・公共施設の強靱化のための構造設計に係る参照マニュアル (案) の作成
- ツ) 参照マニュアル (案) に基づく、対象セクターにおける基本設計に係る地方政府、PU 及びMOTへの支援
- テ) 上記基本設計に基づく、インフラ及び公共施設の建設に係る地方政府、

- PU 及び MOT への支援
  - ト) 参照マニュアルの最終化
  - ナ) 既存の法令、ガイドライン、マニュアル等の改善に係る関係省庁及び機関への支援
- アウトプット④
- ニ) インドネシア政府が策定した生計回復及びコミュニティ再生アクションプランのレビュー
  - ヌ) パイロットプロジェクトの選定
  - ネ) パイロットプロジェクトの実施に係る地方政府への支援
  - ノ) 災害からの生計回復・コミュニティ再生に係る参照マニュアルの作成

### 3. 業務の目的

本業務は、復興マスタープランに基づき、インドネシア政府が行う各種復興計画の策定及び復興事業の実施にかかる支援を行うことを通し、BBB コンセプト等の具現化と、対象地域におけるより災害に強い社会の形成を目指すことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、国際約束に基づき実施される開発計画調査型技術協力に関して、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### 【業務の全体構成に関する留意事項】

#### (1) 復興マスタープランに基づく業務の実施

インドネシア政府は、JICA との協力のもと、BAPPENAS が中心となり、今次震災からの復興の基本方針を定める復興マスタープランを、2018 年 12 月末までに完成させる予定である。以降、同マスタープランに基づき、地方自治体や関係機関が復興アクションプラン(後述)を作成し、復興事業を実施する計画である。本業務は、復興マスタープランやアクションプランの実現を側面支援するものであり、業務の実施にあたっては、これらの内容に十分に留意すること。

なお、同マスタープランの策定支援(被災地における地質調査を含む)は、インドネシアに派遣中の個別専門家等の JICA の既存事業や JICA 内部人材により対応しているため、コンサルタントは業務開始後、上記結果を JICA 関係者より入手するとともに、JICA 関係者と密に情報共有を行いながら、効率的に業務を進めること。

#### (2) 復興アクションプランを踏まえた支援の方向性の検討

BAPPENAS が取りまとめる復興マスタープランに基づき、地方自治体や関係機関は、2018 年 12 月末までに復興アクションプランを作成する予定である。同アクションプランは、復興に必要とされる事業とそのための予算案がリストの形

で記載されるものであり、同アクションプランに基づき各種復興事業の予算が配分されるものと考えられる。本業務においては、業務開始後早期に同アクションプランの策定状況と内容をレビューし、我が国の一連の支援との整合性及び一貫性が担保されるよう留意しながら、具体的な支援の方向性について検討すること。

### (3) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトの主要な C/P 機関は、2. (4)に記載の通りであり、BAPPENAS が中央省庁及び地方政府を取りまとめ、協力全体の調整を行うこととなる。実際の復興事業は地方政府の各部局が実施していくこととなるため、事業実施の際には中央省庁が地方政府に対し、適宜サポートを行う体制となることが想定される。なお、「地方政府」として今回 C/P となるのは、中部スラウェシ州、パル市、シギ県、ドンガラ県であるが、これら「地方政府」の取りまとめは、中部スラウェシ州地方開発企画局（Central Sulawesi Development Planning Agency：以下「BAPPEDA」）が担うこととなる。

また、今次震災を受け、インドネシア政府は復興のための調整・支援チームを設置した。これは、各省の大臣級から成る Steering Committee、各省の事務次官級から成る In Charge Committee、BAPPENAS の局長級から成る Implementing Committee、5 つの部門に分かれた Working Group（①Regional Resilient Plan section、②Rehabilitation of Regional Infrastructure section、③Rehabilitation of Socio-Cultural and Economic section、④Financial and Collaboration section、⑤Regulation and Institution section）等により構成されている。当該調整・支援チームの設置期限に関する情報は未だ得られていないが、Working Group①を取りまとめる BAPPENAS の局長によると、少なくとも Working Group①については、復興マスタープラン策定後も継続的に活動するとのことである。

上記体制のもと、本プロジェクトにおいては、必要な意思決定を行う合同調整委員会（Joint Coordinating Committee、以下「JCC」）を設置する。JCC の議長は BAPPENAS の地域開発担当事務次官（Deputy of Regional Development）とし、その他のメンバーは 2. (4)に記載の省庁の他、関連省庁・機関で構成する。プロジェクトの進捗に応じて構成メンバーを変更する必要性が認められる場合は、C/P 及び JICA にメンバーの変更を提案し、プロジェクトを円滑に実施するための体制確保に努めること。なお、JCC は各報告書の検討段階での開催を想定する（全 4 回）。

加えて、本プロジェクトにおいては、案件を円滑に実施するために、JCC の下に、三つのタスクフォース（Task Force、以下「TF」）と地方調整委員会（Local Coordinating Committee、以下「LCC」）を設置する。TF は、①特に関連性の強いアウトプット 1 及び 2（インドネシア政府が設置した Working Group①Regional Resilient Plan section が主に関係するため、TF メンバーの検討及び運営の際には当該 Working Group とともに密に意見交換を行うこと）、②アウトプット 3（インドネシア政府が設置した Working Group②Rehabilitation of Regional Infrastructure section が主に関係するため、TF メンバーの検討及び運営の際には当該 Working Group とともに密に意見交換を行うこと）、③アウトプット 4（インドネシア政府が設置した Working Group③Rehabilitation of Socio-Cultural and Economic section が主に関係するため、TF メンバーの検討及び運営の際には当該 Working Group とともに密に意見交換を行うこと）に対応する形で設置する。LCC



は地方における JCC の体裁を取り、LCC の下には上記と同様の構成（①アウトプット 1 及び 2、②アウトプット 3、③アウトプット 4）による、地方の TF (Local Task Force、以下「LTF」) を設置する。コンサルタントは、プロポーザルにて TF、LCC の運営方法、インドネシア側との役割分担及び協働方法等について、可能な限り具体的な提案を行うこと。

**(4) インドネシア側のスケジュールを踏まえた調査工程の立案**

2018 年 11 月 16 日時点の情報では、インドネシア側が予定している復興に係る主要なスケジュールは以下の通りである。

- ・ 2018 年 11 月～12 月中：復興マスタープランの完成
- ・ 2018 年 12 月～2019 年 1 月中：復興アクションプランの完成
- ・ 2019 年 1 月中：被災地域におけるデジタル地形図の整備完了
- ・ 2019 年 1 月：住民移転対象地の確定
- ・ 2019 年 4 月：インドネシア大統領選挙
- ・ 2019 年 6 月：中部スラウェシ州、パル市、シギ県の空間計画及び詳細空間計画（後述）の ATR での承認
- ・ 2019 年 10 月：仮設住宅居住者の恒久住宅への移転開始

政治状況・震災対応の進捗等から変更が生じる可能性はあるものの、コンサルタントは上記スケジュールを踏まえて、効果的かつ効率的な業務工程を立案すること。

**(5) デジタル地形図の整備**

インドネシア政府によると、パル市周辺の約 2,000km<sup>2</sup> の範囲で 1:5,000、今次震災で被害を受けた地域の住民移転候補地の約 200km<sup>2</sup> で 1:1,000 の地形図を 2019 年 1 月末までに整備する予定である。地形図整備に必要な航空測量及び LiDAR (Light Detection and Ranging) 測量等はインドネシア側予算で 2018 年 12 月までに実施される計画であるが、その後の図化作業については資金源等について目途が立っていない模様である。

当該地形図の整備に関して、インドネシア側でその実施方法を検討中であるが、インドネシア政府や他の支援機関による実施が困難とされた場合、JICA に対し協力の要請が接到する可能性がある。そのため、コンサルタントは、特に優先度の高い約 700km<sup>2</sup> の範囲の 1:5,000 のデジタル地形図整備を、2019 年 1 月までに完了することを念頭に置きながら、その業務内容（具体的な対象範囲及び地形図の仕様、効果的かつ効率的な作業工程等）についてプロポーザルにて提案すること。当該業務については現地再委託も可能とし、必要な経費は本見積りに含めることとし、直接人件費等を含め当該業務に対する見積相当額を他の経費と切り離して計上すること。ただし、契約時点で実施の要否が確認できていない場合には、当該経費を契約金額から控除することとし、契約途中に実施が決定した場合には、契約変更にて対応する。なお、現地の地形図整備に係る動向に関する情報を随時入手の上、JICA の指示を待つこと。

**(6) 本邦研修**

本プロジェクトでは、日本における災害からの復旧・復興の事例等の視察を通じて、インドネシアが直面する復旧・復興上の課題に対する対応策のイメージの

共有を図ることを目的に、本邦研修を実施する。

本邦研修は2019年中に2回（それぞれ10日間、12名程度）実施することを想定するが、所期の目的達成のために、より効果的な方法があれば理由とともにプロポーザルにて提案すること。加えて、コンサルタントはプロポーザルにおいて、研修内容（研修先を含む）をその理由とともに提案すること。これら（時期、回数、期間、人数、研修内容）は、業務開始後早期にC/P機関と協議の上確定することとする。

本邦研修は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」に基づき実施する。研修に関する業務は、「受入」、「研修実施」、「研修監理」の3つに分類されるが、コンサルタントは、「研修実施」のみを実施することとし、「受入」及び「研修監理」は、JICAが実施する。コンサルタントは「研修実施」に要する経費のみを本見積として提案すること。

### 【アウトプット①に関する技術的留意事項】

#### (7) 今次震災の特性

今次震災の特徴は以下のとおりであり、各種調査、計画の策定、事業の実施支援の際に留意すること。

- ・ 震源地は近距離で浅い。（震源はパル市より約80km北、深さ10km程度である。）
- ・ 南北走向の左横ずれ断層型の地震であり、パル市やドンガラ県では改正メルカリ震度階級IXが報告されている。
- ・ M7.5の本震の約3時間前に、M6.1の地震が発生している。
- ・ 横ずれ断層型の地震であり、地震由来の津波は微小である一方、地震により沿岸部で広範囲な液状化が発生し、液状化した地盤が海底に崩落したことで二次津波が発生したものと推測される。
- ・ 上記に関連し、地震発生から津波到達までの時間は5分程度であり、津波警報による避難は非常に困難である。
- ・ 稀に見る現象として、内陸部で広範囲に、液状化地滑りが発生したことから、多数の住民が生き埋めとなり、死者数が増加した。大規模な液状化地滑りが発生したのは、パル市内のバラロア（Baralao）地区及びペトボ（Petobo）地区、シギ県内のジョノオゲ（Jono Oge）地区の3か所であるが、それ以外の地区でも多数発生しているものと想定される。
- ・ 液状化地滑りが発生した原因は、主に急勾配から緩勾配に転換する扇状地であり、土壤に一定程度の沈泥や粘土が含まれ、かつ地下に被圧帯水層が存在したためであると推測される。
- ・ 多くのインフラ・公共施設に被害が生じており、公共施設に関しては、特に4階建て以上の建築物の被害が大きい。

#### (8) 想定地震の考え方

リスク評価やハザードマップ作成においては、想定地震・想定津波の設定が必要となる。業務開始後早期に、先方政府との間で共通認識を確保すること。当初の方針としては、今次災害と同等規模の地震と津波とすることを想定しているが、詳細はJICAの指示に従うこと。

## (9) ハザードマップの作成プロセス

JICA の個別専門家等が協力する形で、インドネシア政府は、簡易的なハザードマップ(案)の策定を進めている(対象災害種は津波、液状化地滑り、洪水等)。本プロジェクトにおいては、業務開始前までに作成されたハザードマップ(案)や地質調査結果を踏まえ、必要に応じて追加的な地質調査や測量(沿岸部や海底等)、現地踏査、シミュレーション等を実施することを通し、対象自治体による空間計画の策定に資するハザードマップを策定することを目的に、ハザードマップの精緻化及び必要に応じた対象範囲の拡大を行うものとする。なお、2018年12月までに、今次災害で液状化地滑りが発生した箇所やインドネシア政府により検討されている住民移転候補地を中心に、約30箇所のボーリング調査を始めとする地質調査をJICAが実施する予定であるが、追加的に実施する地質調査等の詳細な内容は後述の国内支援委員会での検討を踏まえ決定する予定であるところ、追加地質調査等の費用は便宜的に再委託経費として4,500万円を本見積りに定額計上すること。

なお、ハザードマップに反映する災害種については、液状化地滑り、津波に加え、洪水被害や土砂災害等についても考慮すること。また、同ハザードマップについては、空間計画にその結果を反映させることを予定していることから、遅くとも2019年2月上旬までに対応可能な業務内容とし、対応可能な範囲についても具体的にプロポーザルにて提案すること。

また、ハザードマップの作成方針については、現在国内支援委員会における液状化地滑り(内陸部)分科会及び津波・液状化地滑り(沿岸部)分科会(後述)との協議中であるが、プロポーザルにおいては、コンサルタントがハザードマップの作成及びその前提となる災害リスク評価に係る業務を実施する前提で、必要となる人員及び経費を含めること。

### 【アウトプット②に関する技術的留意事項】

## (10) 空間計画(RTRW)の対象地域及び範囲

中部スラウェシ州政府によると、インドネシア側は今次震災を受け、中部スラウェシ州、パル市、シギ県、ドンガラ県の空間計画(Spatial Plan、インドネシア語では「RTRW」)を改訂する方針である。この内、中部スラウェシ州、パル市、シギ県の空間計画は、2019年2月にドラフトの上、同年4月に州知事により承認、同年6月にATRにより承認、同年7月に州議会により承認、同年8月に地方自治令として制定、というスケジュールが予定されている(ドンガラ県については2020年8月に制定することが目指されている)。そのため、コンサルタントは本プロジェクトで作成するハザードマップを踏まえて、インドネシア側が改訂作業を進めている中部スラウェシ州、パル市、シギ県の空間計画に対し、可能な限り既存情報を活用する形で、必要な修正に係る提案・助言を行うこと。なお、2019年3月中であれば、空間計画の修正が効く模様であるため、同期間内にて対応可能な範囲を見極めて業務を進めるよう留意すること。

なお、空間計画(RTRW)の改訂は地方政府による主導のもと行われる予定であるが、パル市以外の自治体では改訂作業が進んでおらず、ATRが主導して作業を進める可能性も示唆されている。そのため、コンサルタントは業務開始後早期

に空間計画（RTRW）の改訂に係る実施体制について確認すること。

また、コンサルタントは空間計画（RTRW）の作成ガイドライン及び承認手続きに関するガイドライン（配布資料）を始めとする既存法令、規制等を十分に分析の上で業務に当たること。

#### (11) 詳細空間計画（RDTR）の対象地域及び範囲

BAPPENAS 及び ATR によると、上述の空間計画（RTRW）に加え、詳細空間計画（Detailed Spatial Plan、インドネシア語では「RDTR」）を、現在インドネシア政府が準備中の簡易的なハザードマップ（案）の対象範囲（パル市全域、シギ県の一部、ドンガラ県の一部が含まれる）で作成する予定であり、そのスケジュールは上述の空間計画（RTRW）と同様である。

本プロジェクトでは特にパル市における詳細空間計画（RDTR）の策定支援を中心に行うことを想定するが（5. (12)に詳述）、具体的な支援対象範囲については、業務開始時点で先方政府及び JICA と相談の上決定することとする。

コンサルタントは、詳細空間計画（RDTR）の作成ガイドライン（配布資料）を始めとする既存法令、規制等を十分に分析の上で業務に当たること。

なお、ATR によると、パル市については、全域を詳細空間計画（RDTR）の対象とする計画であり、当該計画はパル市域を 4 分割した上で、4 つの区域でそれぞれ詳細空間計画（RDTR）を策定する予定である。

上述の空間計画（RTRW）とは異なり、詳細空間計画（RDTR）は対象地域において、これまで作成されたことがなく、地方政府にその知見及び経験がないことから、ATR が主導して作成を進める計画となっているため、コンサルタントは地方政府とも随時情報共有をしつつ、主に ATR と協働しながら業務を進めること。

#### (12) 道路や堤防等のインフラ復興計画との整合性のとれた詳細空間計画（RDTR）の作成

上述の詳細空間計画（RDTR）の作成に当たり、特にパル市沿岸部では、地震で倒壊した橋梁の再建（場所は未定）、堤防の建設、海側のマングローブの植林、居住禁止地区の設定等がインドネシア側で議論され始めている。同地区の空間計画に係る議論が、防災や交通、観光等の観点から、最適な方向へ進むよう、コンサルタントは、開発コンセプトや道路・橋梁の線形、堤防形状等に関する比較検討を含む、詳細空間計画（RTRW）（案）を作成するとともに、同地区における、インフラ開発の方向性や詳細空間計画（RDTR）の議論のファシリテーションを行うこと。

#### (13) 空間計画（RTRW）及び詳細空間計画（RDTR）の策定における戦略的環境アセスメントの実施

上述の空間計画（RTRW）及び詳細空間計画（RDTR）の策定に当たり、将来における道路や堤防等のインフラ再建や建設、土地利用の変更や再開発に伴う用地取得及び住民移転の必要性とその規模、自然環境・生活環境への負の影響の有無とその規模を確認すること。本プロジェクトでは、戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Assessment: SEA）の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討を行い、その結果を空間計画（RTRW）及び詳細空間計画（RDTR）に反映させること。

SEA の実施に当たっては、各代替案の IEE レベルでの環境社会影響の予測評価や想定される用地取得・住民移転の実施可能性等を踏まえること。また、各インフラの再建・整備の計画の具体性やスケジュールを踏まえて合理的な範囲内でステークホルダー協議及び住民協議を行い、その結果を SEA に反映させること。

なお、SEA の実施においては、現地法令及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」)に沿って業務を実施すること。

#### 【アウトプット③に関する技術的留意事項】

##### (14) 災害リスク評価等を踏まえたインフラ・公共施設の強靱化支援

本プロジェクトで実施する災害リスク評価やハザードマップの作成等を踏まえ、インフラ・公共施設を整備することによって、災害リスクを軽減させることを念頭に置きながら業務を実施すること。

##### (15) 各種インフラ・公共施設の建設・補修プロセス

各種インフラ・公共施設の建設・補修事業に際し、通常は、地方政府(市及び県)はそれぞれ所管するインフラ・施設の設計、発注、施工監理を行うが、今回の復興事業に関しては、中央の PUPR や MOT (今回対象として想定するインフラ・公共施設のうち、港湾セクターを所掌)が主導して実施することも示唆されている。コンサルタントは、災害リスクの軽減に資するインフラ・公共施設の再建・補修が進むよう、地方政府や中央省庁に対し、「参照マニュアル」(後述)を提示する等により、技術的な支援と能力強化を行うこと。

##### (16) 各セクターにおける復興基本コンセプトに係る支援

本プロジェクトで対象とするインフラ・公共施設のセクターは、道路・橋梁、港湾、上水道、灌漑、防災施設(堤防等)、公共施設(学校、病院、政府庁舎等)を想定している。コンサルタントは対象セクターにおける復興基本コンセプトの策定に係るインドネシア政府への支援を行うこと。

復興基本コンセプトは、被害を受けた特定箇所だけではなく、対象セクター全体における復興の方針となることを想定する。例えば、道路セクターにおいては、今次災害を受けた、パル市とその周辺部を含む地域における道路ネットワークの復興方針となることが想定される。

復興マスタープランにも基本方針が記載されることが予定されているため、同マスタープランの内容を十分に踏まえた上で、対象セクターの復興方針を精緻化することを念頭に業務を進めることに留意しつつ、具体的な各セクターにおける復興基本コンセプトの内容についてはプロポーザルにて提案すること。

なお、特にインフラの再建・復興に当たっては、災害廃棄物を建設資材として活用することの可能性についても検討し提案すること。

##### (17) 各セクターの復興基本コンセプトにおける戦略的環境アセスメントの実施

上記(13)の下で実施される SEA と並行し、各セクターにおける環境社会影響を踏まえた代替案の検討を行う。また復興基本コンセプトで提言される優先的な事業については、IEE レベルの調査に基づいた当該事業の環境社会配慮項目のス

コーピング結果（検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案）の作成を行う。

**(18) 無償資金協力を想定した優先復興事業の概略設計、概略事業費、施工計画の策定**

現在、我が国による無償資金協力が検討されていることから、当該資金協力を迅速に実施するための情報収集及び技術的な支援を行うこと。具体的には、対象地域の迅速な復興を支援するためのニーズ調査を行った後、優先される復興事業及び施設・機材リストを作成し、各候補案件の概要を記載したプロファイルを作成する。無償資金協力案件として有望であるものについては、JICA との協議を経た上で、BBB コンセプトに留意しながら、概略設計、概略事業費、施工計画の策定を行う。この際、現地で調達可能な材料、品質管理の水準等をまとめ、留意事項として整理すること。また、無償資金協力の検討で採用される建築・構造物基準に関しては、インドネシア側の現行法制度に加え、我が国の法制度を踏まえて検討することとし、後述の参照マニュアル（案）とも平仄を合わせるよう留意すること（当該無償資金協力には迅速性が求められる観点から、参照マニュアル（案）の作成を待たずに、概略設計等の業務が開始される可能性が高い）。なお、プロポーザルは被災した橋梁の再建を無償資金協力で実施する前提で作成すること。

当該無償資金協力については、2019年2月に閣議へ諮ることを想定している。無償資金協力の内容については、上述のとおり、本業務の中でも早急に精緻化することとなるが、無償資金協力と本業務で策定する各種計画・マニュアル等の内容について、整合性を確保することは必須であるため、受注者はJICA と十分に相談しながら業務を進めること。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

**(19) 優先復興事業（無償資金協力）の基本的な考え方**

無償資金協力の候補案件のプロファイルの作成及びその後の概略設計等の業務に際し、以下について留意すること。

- 本プロジェクト内で実施する比較的小規模なパイロット建設事業（後述）では対応できないものを対象とする。
- 復旧・復興期は資材高騰等が見込まれるため、無償資金協力の案件形成時、規模の検討に際しては十分に留意すること。また、数量調整による対応ができるよう配慮する。
- 今次災害により破壊された施設のインフラや公共施設の再建を目的とし、新規施設の建設は原則対象としない。
- JICA と相談の上、JICA のプロジェクトホームページを早期に立ち上げ、無償資金協力に係る調査の報告書を公開する等、情報発信に注力し、民間企業等の当該無償資金協力への関心を高め、競争原理の確保に努めるとともに、広報活動を行う。

**(20) 優先復興事業（無償資金協力）における環境社会配慮調査の実施**

上述の優先復興事業は、JICA 環境社会配慮ガイドライン上、環境カテゴリ B

となることが想定されることから、現地法令及び JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って、環境社会配慮調査を実施すること。詳細については 6. 業務の内容を参照すること。

#### (21) 無償資金協力事業の相手国側負担事項の概要

相手国負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気設備の引き込み等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないように留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの政府機関によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。

#### (22) 無償資金協力事業の実施体制

当該事業が我が国無償資金協力として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして先方政府に推薦することを想定している。実施設計・施工監理に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」(2017年4月)の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

#### (23) 各セクターの構造設計に係る参照マニュアル（案）の作成

インフラ・公共施設の再建・補修の設計に係る技術的な支援と能力強化を行うに際し、各セクターの被害状況、構造設計や建設に係る既存の法令・ガイドライン・マニュアル等をレビューした上で、災害リスクの軽減に資する設計がなされるよう、コンサルタントは構造設計に係る「参照マニュアル（案）」を作成する。同「参照マニュアル（案）」は、地方政府の日常的な設計業務に用いられるようになることを念頭に、インドネシア側の関係機関と密に意見交換を行いながら、作成を進めること。また「参照マニュアル（案）」の内容には、インドネシアにて普及されることが望ましいと考えられるモデル設計の紹介も含めること。

#### (24) パイロット設計事業及びパイロット建設事業の実施

コンサルタントは、「復興基本コンセプト」や「参照マニュアル（案）」を踏まえて、インドネシア政府が実施する復興事業に係る設計業務を側面支援する。対象とする実際の設計業務（以下、「パイロット設計事業」）は、インドネシア政府及び JICA との協議を通じて、対象セクター毎に原則一つ選定する。当該パイロット設計事業はインドネシア側実施機関との協働で行うこととし、その実施プロセスにおいては先方への能力強化を含むこと。

加えて、パイロット設計事業の一部については、その基本設計に基づき、インドネシア政府が実施するインフラ・公共施設の実際の建設業務（以下、「パイロット建設事業」）を側面支援する。なお、建設に係る経費をインドネシア側が負

担する場合、日本側（本プロジェクト）が負担する場合、他の支援機関が負担する場合の三つのケースが想定されるが、本プロジェクトにおいては、二～三件のパイロット建設事業を実施することとし、当該経費は、便宜的に再委託経費として1億円を本見積りに定額計上すること。

パイロット設計事業及びパイロット建設事業の選定については、先方政府及びJICAとの相談の上決定することが、パイロット建設事業についてはJICA環境社会配慮ガイドライン上、環境カテゴリ A 及び B に相当する事業は含めないこととする。

#### (25) 参照マニュアルの最終化及び他の復興事業への展開

パイロット設計事業及びパイロット建設業務の実施を通じて、「参照マニュアル（案）」を最終化することとし、最終化の過程においては、他の復興事業及び将来の復興事業にも「参照マニュアル」が適用されるよう留意しながら業務を実施すること。

#### 【アウトプット④に関する技術的留意事項】

#### (26) 生計回復・コミュニティ再生支援に係るパイロットプロジェクト選定の方針実施にあたっての留意点

BAPPENAS が中心となり作成する復興マスタープランのうち、特に当該分野に関連する項目、及びその後、中部スラウェシ州が取りまとめる各市・県のアクションプランを業務開始後早期にレビューすること。その上で、復興事業の持続性等に留意しながら、当該アクションプランに記載されている、生計回復・コミュニティ再生支援に係る事業の一部を、インドネシア政府とも相談しながらパイロットプロジェクトとして選定し、支援することとする。業務開始後、アクションプランが最終化されていない場合は、迅速性・復興マスタープランとの整合性・優先度・持続性等に鑑み、市・県および州の担当部局と協議の上、本プロジェクトで支援対象となる候補事業については必要に応じ、同プランの当該事業の内容の改訂及び改訂箇所と同プランの最終版への反映に係る助言を行うこととする。なお、原則として、JICA 環境社会配慮ガイドライン上の環境カテゴリ C に該当する事業を選定する。

#### (27) 想定する支援事業

2018年11月12日時点では、パル市、シギ県、ドンガラ県の当該分野における被害データは整理されていない。そのため、業務開始後早期に、最新の現地の被害情報および被災者の状況を確認した上で、インドネシア政府と支援内容について協議する必要がある。

今後変更する可能性はあるものの、現地関係者からの聞き取り結果をもとに、現時点で想定する生計回復・コミュニティ再生に係る支援事業の内容を以下に記載するが、その他効果的な支援事業が想定される場合、コンサルタントはプロポーザルにて提案すること。なお、支援の対象者は、震災で生計手段を失った、パル市、シギ県、ドンガラ県に位置する避難所及び仮設住宅の生業（個人あるいはコミュニティベースの生計の糧になる活動）従事者及び新規参加希望者とする。新規参加希望者に関しては、従前の生業に必要な資産・資材等を震災で失い、す



ぐには従前の生業を再開できない世帯（例えばシギ県では液状化により農地を失った農家が多数存在する）に対し、当面の収入確保のため、新規の生業活動の参加促進に配慮しながら業務を行うこと。

- ・ 水産業の再建支援：孵化場、養殖業の再建等
- ・ 小規模製造業の再建支援：食品加工業、家具生産、織物生産、縫製業の再建等

また、生計回復支援は、上述のような生業の復興を柱としつつ、トラウマを克服するための活動（現地ではトラウマヒーリングと呼ばれる）、及び防災教育を併せて実施することで、災害に強いコミュニティの再生を図ることとする。

支援事業の詳細については、業務開始後、先方政府及び JICA と相談の上で決定することとする。なお、後述する国内支援委員会は我が国の東北の被災自治体を委員に含む形で設置することを予定していることから、同委員会でも十分に意見交換の上、生計回復・コミュニティ再生に係る支援事業については、東日本大震災からの復興における経験を踏まえて実施すること。

#### (28) 地方政府における生計回復・コミュニティ再生事業の実施体制

生計回復支援の主な協力機関は、市及び県の組合・零細企業局（Department of Cooperatives and Small and Medium-sized Enterprise）、産業・商業局（Department of Industry and Commerce）であり、中部スラウェシ州の産業局（Department of Industry）や組合・零細企業局との連携にも留意すること。

パル市における漁業については、0～12 マイルの海域を州の海洋水産局（Department of Marine Affairs and Fisheries）が所管することから、州の当該部局及び市の食糧安全保障・農業局（Department of Food Security and Agriculture）や組合・零細企業局、産業・商業局と支援体制及び内容について協議の上決定すること。トラウマヒーリングについては、州の社会局（Department of Social Affairs）、市・県の社会局及び社会省（Ministry of Social Affairs）より派遣されている職員らを含めて、NGO の活用を含む支援体制及び内容について協議の上決定すること。防災教育については、州の防災局（Regional Disaster Management Agency: 以下「BPBD」）の調整のもと、市・県の防災局と協議の上、支援体制及び内容について決定すること。

なお、すべての生計回復・コミュニティ再生事業に共通して、支援対象者を決定する際には、パル市は Kelurahan（市の末端行政単位）長、シギ県及びドンガラ県においては村（県の末端行政単位）長をはじめ、地元コミュニティのステークホルダーとも十分に協議を行うこと。

#### (29) 仮設住宅居住時期及び恒久住宅移転時期を見据えた支援の実施

支援する職種、活動の場所、参加者の再組織化等については、現地での仮設住宅整備状況及び入居状況、恒久住宅移転地の整備計画とその進捗状況及び入居予定、自宅滞在者の被災状況等に鑑み、短中期的な視点を持って、先方関係機関と十分に協議の上、検討及び決定をすること。

#### (30) コミュニティでのファシリテーション及び仮設住宅居住時期以降の復興まちづくりへの展開

コミュニティ単位での活動を促進する際には、適切にファシリテーションを行

うことが重要である。例えば、コミュニティ単位での活動に関する希望聴取、活動への参加促進、実施する活動の意思決定等を行う際には、中部スラウェシ州のコミュニティ能力強化・村落開発局（Department of Community Empowerment and Village Development）が各村落に派遣している普及員（村落における開発計画の策定や実施、モニタリング等のファシリテーションやアドバイスを行う人材）や、市・県のコミュニティ能力強化課（Department of Community Empowerment and Village Development）との協働とすることが望ましい。加えて、インドネシア側との協議の上、当該分野で実績のある NGO の活用も検討すること。

また、従前居住地での住宅再建が災害リスク上叶わない住民は、従前居住地とは異なる地域で恒久住宅を再建することが想定される。そのため、仮設住宅での居住時期に実施する、生計回復支援によるファシリテーションによって形成されたプラットフォーム（議論の場）が、移転先居住地における復興まちづくりに資するよう留意しながら業務を実施し、コンサルタントは、仮設住宅から恒久住宅への移行期において、復興まちづくりの計画策定支援を行うこと。例えば、移転先の居住地をどのようなまちにしたいか、どのような施設が近隣に必要なか、といった議論をコミュニティベースで促進し、市・県に要請する等の支援が考えられるが、具体的な方法及び内容についてプロポーザルにて提案すること。

### **(31) JICA の過去の技術協力の活動**

住民能力強化を目的とした、中部スラウェシ州における過去の JICA の技術協力（スラウェシ地域開発プロジェクト：2007～2010 年）に関わったファシリテーターが、州・市・地元 NGO・大学等で活躍している。これらの人材及び NGO と協議し、住民への効果的なアプローチ及び生計回復支援での活用を検討すること。加えて JICA による零細企業家研修（国別研修）受講者のうち、パル市で特産品生産及び販売で成功している女性起業家等も存在する。これら人材の NGO・組合・零細企業・グループへの起業家研修等での活用についても検討すること。

### **【プロジェクト運営実施上の留意事項】**

#### **(32) 各アウトプット間の連携・調整に配慮した業務実施体制の確立**

本プロジェクトでは、複数のセクターを対象とすること、かつ災害からの復旧・復興に際して絶えず状況が変化することが想定されることから、一貫性のある業務を実施することが求められる。コンサルタントは各アウトプット間の連携・調整に十分配慮した業務実施体制をプロポーザルにて提案すること。

#### **(33) 他の支援機関との連携**

今次震災を受け、国際連合（以下「国連」）機関、世界銀行（World Bank: 以下「WB」）、アジア開発銀行（Asian Development Bank: 以下「ADB」）をはじめとする国際機関等が支援を表明しており、各セクターに対し、複数の機関が関与している状況である。本プロジェクトの実施に当たっては、同分野で活動を行う各支援機関との連携及び棲み分けを明確にし、重複が生じないように、かつ相乗効果が発現するよう十分に留意すること。

#### (34) JICA の関連事業との連携

本プロジェクトの実施に当たっては、インドネシアにおいて現在実施されている、あるいは今後実施予定の JICA による関連事業の関係者とも密に情報共有の上、相乗効果が発現されるよう留意しながら業務に当たること。

例えば、灌漑開発及び既存灌漑施設の改修・近代化に係る事業計画の策定を目標とした「食料安全保障のための灌漑開発・管理長期戦略策定プロジェクト」が 2018 年 12 月から開始予定であるため、灌漑分野の業務に当たる際には同プロジェクト関係者とも密に情報共有を行うこと。

#### (35) PDNA (Post Disaster Needs Assessment、以下「PDNA」) の留意

復旧・復興に係るニーズを把握するため、現在国家防災庁 (National Disaster Management Authority、以下「BNPB」) 及び国際連合開発計画 (United Nations Development Programme: 以下「UNDP」) が中心となり PDNA を作成中である。PDNA は各分野における復旧・復興に係る方針及び必要額の算定を主目的としたものであるため、本業務の実施に当たっては、PDNA の内容にも留意すること。

#### (36) 関係機関及び他の関係者との密接なコミュニケーションの確保

復旧・復興に際してはインドネシア側の中央や地方の多数の関係機関が関わることとなる。これら関係機関間で、密に情報共有や報告を行い、各機関の方針に一貫性を持たせることが復旧・復興をスムーズに進めるに当たって非常に重要となる。震災後刻一刻と状況が変化していることから、インドネシア側関係機関とは日々のコミュニケーションを良好に保ち、常に調整を図りながら、JICA をはじめとする国内外の関係者との連絡・相談も密にしつつ、業務を進めること。

#### (37) 契約締結後早期の現地渡航及びプロジェクトの実施方針の検討

コンサルタントは契約締結後早期に総括団員を含み現地渡航を行い、プロジェクトの実施方針についてインドネシア政府及び JICA 関係者と密に相談の上、最新の現地情報を踏まえて、業務計画書とインセプションレポートを最終化すること。

#### (38) 復旧・復興活動への柔軟な対応

災害からの復旧・復興に際しては、現場では絶えず状況が変化し、課題・問題が移り変わっていくものと考えられる。そのため、現場での変化に対して常にアンテナを張り、柔軟な対応を実施していくこと。

#### (39) 現地事情を熟知した人材の活用

インドネシア政府の動向の正確な把握、現地でのネットワーク形成、本業務終了後の継続的な活動、現地での雇用確保への貢献、地方におけるコミュニティの現状把握等のため、現地人材やインドネシア語を話せる人材の活用を極力図るものとする。

#### (40) 国内支援委員会での説明・報告

本プロジェクトにおいては、有識者から成る国内支援委員会を設置し、インセ

ブションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフトファイナルレポート等の作成時点で国内支援委員から意見を聴取する予定。また、国内支援委員会の下には液状化地滑り（内陸部）分科会や津波・液状化地滑り（沿岸部）分科会等を設置する予定である。

コンサルタントは、国内支援委員会及び分科会において調査方針、報告書案、調査結果等について説明・報告し、支援委員等からの意見を踏まえ、機構の指示に基づき、報告書案の修正等の必要な対応を行うことが求められる。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示す業務の内容以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を明記の上プロポーザルにて提案することを可能とする。

### 【各アウトプット共通事項】

- (1) 既存関連計画／情報資料の収集、分析、評価、本プロジェクトの枠組みの策定  
日本国内で入手可能な以下の事項を含む資料・情報を整理し、本プロジェクト実施に関する基本方針、方法、項目と内容、手順、工程、協議方法等を検討する。
  - ① インドネシア政府各機関の役割、活動内容
  - ② 社会・経済状況、自然状況、関連法規・制度の概要（都市計画関連法制度、空間計画関連法制度、建築法、建築基準、耐震基準、環境社会配慮手続き、環境関連法制度、等）
  - ③ 復旧・復興事業の詳細内容（復興マスタープラン、復興アクションプラン）
  - ④ PDNA の概要
  - ⑤ 国連他、各支援機関の活動状況
- (2) 現状調査及び分析
  - ① 地形図、地質図、海図、気象水文データ等の情報の入手
  - ② 国連等の各支援機関による緊急復旧・復興事業の進捗の把握
  - ③ 被災者の最新の居住環境（避難所状況、仮設住宅建設及び入居状況、移転候補地検討の進捗状況及び移転計画、避難者・仮設住宅入居者数と各施設数及び位置、運営状況等）
  - ④ 最新治安情報の把握と調査対象範囲の検討
  - ⑤ 過去の地震、液状化地滑り、津波等の自然災害の発生地域及び規模の確認
- (3) インドネシア側への技術移転  
本業務で支援する現状調査・分析、災害リスク評価、ハザードマップ作成、空間計画の策定、インフラ・公共施設の復興、生計回復・コミュニティ再生等について、日々の業務における OJT や、ワークショップ等を通じて技術移転を行う。なお、震災からの復旧・復興に係る研修として、本邦研修の実施を2回想定している。研修内容は確定していないため、調査実施中に回数、期間、時期、人数を含めて C/P 機関と協議の上決定する。詳細は「5. (6) 本邦研修」に記載の通り。自然災害が頻発するインドネシアにおいて、将来の震災に備えて、今後独力で各

種計画の更新や復旧・復興事業の推進ができるようになることを目標とする。

#### (4) 戦略的環境アセスメントの考え方に基づく環境社会配慮調査の実施

本プロジェクトは JICA 環境社会配慮ガイドライン上、環境カテゴリ B に分類されていることから、戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。主な調査項目は以下の通り。

- ① 本プロジェクトの下で作成される空間計画（RTRW）、詳細空間計画（RDTR）、インフラ・公共施設に関する復興基本コンセプト等の目的・目標の環境社会配慮面からの検討
- ② 諸制約のなかで、本プロジェクトの下で作成される諸計画等の目的を達成するための代替案の検討（プロジェクトを実施しない場合の案を含む）
- ③ 本プロジェクトの下で作成される諸計画等の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- ④ スコーピング（上記諸計画等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ⑤ ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、自然保護・文化遺産保護区域、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- ⑥ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ア) 環境社会配慮（環境影響評価、用地取得・住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - イ) インドネシアでの過去の類似案件における環境社会配慮文書やその実績（モニタリング結果や報告書等）（他ドナーによる支援事業を含む）
  - ウ) JICA 環境社会配慮ガイドラインとの乖離及びその解消方法
  - エ) 関係機関の概要
- ⑦ IEE レベルの調査に基づく影響の予測（環境社会影響のみならず、用地取得及び住民移転の有無・規模・対応方針案の検討を含む）
- ⑧ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ⑨ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑩ モニタリング方法の検討
- ⑪ パイロット事業の環境社会配慮項目のスコーピング結果（検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案）の作成
- ⑫ ステークホルダー会合の開催（実施目的、開催時期、開催場所、参加者、参加者数、内容、開催手法等の検討）
- ⑬ （必要に応じて、環境カテゴリ B になる場合）パイロット事業の環境社会配慮調査（重要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成）

コンサルタントは、以上の点を踏まえて、震災からの復興段階にふさわしい効果的な SEA の方針や技術手法・内容・スケジュール等について、考え方とその理由を含めてプロポーザルで提案すること。

## 【アウトプット①：災害リスク評価の実施及びハザードマップの作成】

### (5) デジタル地形図の作成

インドネシア側が実施した航空測量及び LiDAR 測量等のデータを入手の上、パル市周辺における約700km<sup>2</sup>の範囲の1:5,000のデジタル地形図の整備を行う。デジタル地形図の整備に当たっては、海外測量（基本図用）作業規定（2006年12月、JICA）に従うことを前提としつつ、その具体的な仕様や作成範囲等については地方政府や地理空間情報庁（Geospatial Information Agency: 以下「BIG」）とも協議を行い決定することとする。なお、5. (5)に記載の通り、当該業務の開始についてはJICAの指示を待つこと。

### (6) 被災状況分析

行政関連施設、生活基盤インフラ、がれき処理・被災建物の撤去等の状況、公共・公益施設、住宅移転、基幹産業等に係る状況、液状化地滑りの被害状況、沿岸部における沈下／地滑りの被害状況等について情報収集及び分析を行う。

### (7) 地質調査等の実施

JICAと協議・調整の上で、追加で実施する地質調査等（ボーリング調査、SWS試験、地下水位モニタリング調査、測量（沿岸部及び海底等）、現地踏査、シミュレーション等）の内容を決定し、実施する。

### (8) 液状化地滑り、津波、土砂災害及び洪水等に係るリスク評価

既存の地理情報や地質調査等の結果を踏まえ、今次液状化地滑りや津波の発生要因を推定する。その上で、将来、類似の液状化地滑りや津波の発生リスクが高い地域を評価・分析する。

加えて、既存の地理情報や地質調査等の結果を踏まえ、土砂災害及び洪水等の発生リスクが高い地域を評価・分析する。

### (9) ハザードマップの作成に係る地方政府及びATRへの支援

対象地域におけるハザードマップ（液状化地滑り、津波、土砂災害、洪水等を災害種として設定する）の作成に係る地方政府及びATRへの支援を行う。ハザードマップは地方政府（州・県・市）の空間計画で用いられる縮尺や凡例に対応した内容とする。

### (10) ハザードマップの作成に係る参照マニュアルの作成

今次災害への対応の知見及び経験が将来の災害の際に適切に活用されるよう、ハザードマップの作成方法・プロセス等を記載した参照マニュアルを、インドネシア側の関係機関と密に意見交換を行いながら作成すること。

## 【アウトプット②：災害リスク評価に基づく空間計画の策定】

### (11) 既存空間計画及び策定中の空間計画（RTRW）（案）のレビュー

州・県・市の空間計画（RTRW）（既存の計画、並びに改訂作業中のドラフト）の内容、法的根拠（法的に定められた記載すべき事項を含む）、先方による改訂

の方針、改訂作業の進捗等をレビューする。中部スラウェシ州・パル市・シギ県・ドンガラ県の空間計画（RTRW）の策定・改訂状況及び基盤となる地形図の縮尺は以下の通りである。なお、中部スラウェシ州政府によると、中部スラウェシ州の既存空間計画（RTRW）は 1:250,000 で作成されているものの、BIG からは 1:50,000 での作成の指示がなされている模様であるため、州の空間計画（RTRW）に必要な縮尺については改めて確認を行うこと。

	中部スラウェシ州	パル市	シギ県	ドンガラ県
既存空間計画の策定年	2013 年	2011 年	2011 年	2012 年
改訂作業状況	2018 年に改訂作業中に震災発生	2018 年に改訂作業中に震災発生	2018 年に改訂作業中に震災発生	改訂作業未開始
必要とされる縮尺	1:250,000	1:25,000	1:50,000	1:50,000

**(12) 詳細空間計画（RDTR）の策定に係る情報収集及び分析**

県・市の詳細空間計画（RDTR）に必要とされる内容、法的根拠（法的に定められた記載すべき事項を含む）、先方による策定の方針、策定作業の進捗等をレビューする。なお、求められる基盤となる地形図の縮尺は 1:5,000 である。

**(13) 災害リスク評価を踏まえた、地方政府及び ATR による空間計画（RTRW）及び詳細空間計画（RDTR）の策定支援**

アウトプット①で整理した災害リスク評価及びハザードマップを踏まえ、先方が改訂作業を進めている空間計画（RTRW）のうち、修正されるべき内容及びその理由を取りまとめる。また、実際に空間計画（RTRW）に盛り込まれるべき情報や主題図をドラフトし、先方政府へ提案・説明する。

加えて、詳細空間計画（RDTR）についても、先方が策定作業を進めている場合は修正されるべき内容及びその理由を取りまとめる上、実際に詳細空間計画（RDTR）に盛り込まれるべき情報や主題図をドラフトし、先方政府へ提案・説明する。先方による策定作業の進捗がない場合は、先方及び JICA と策定のプロセスを十分に相談の上、業務を実施することとする。

**(14) 空間計画（RTRW）及び詳細空間計画（RDTR）における戦略的環境アセスメントの実施**

空間計画（RTRW）及び詳細空間計画（RDTR）の作成に当たり、戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討を行う。具体的には上記 5. (13)及び 6. (4) の指示を参照すること。

**(15) 土地利用規制や建築規制の策定、改善及び運用に係る地方政府、PU、及び ATR への支援**

将来の自然災害からの回避や減災の観点から、空間計画（RTRW）及び詳細空間計画（RDTR）に盛り込まれるべき、あるいは空間計画（RTRW）及び詳細空間計画（RDTR）に付随して実施されるべき、土地利用規制や建築規制について、その策定、改善及び運用に係る提案を行う。

**(16) 災害リスク評価を踏まえた空間計画（RTRW）及び詳細空間計画（RDTR）の作**

#### 成に係る参照マニュアルの作成

今次災害への対応の知見及び経験が将来の災害の際に適切に活用されるよう、災害リスク評価を踏まえた空間計画（RTRW）及び詳細空間計画（RTRW）の作成方法・プロセス等を記載した参照マニュアルを、インドネシア側の関係機関と密に意見交換を行いながら作成すること。

#### 【アウトプット③：インフラ・公共施設の強靱化の促進】

##### (17) インフラ・公共施設の対象セクターの決定

対象とするセクターを先方政府との間で確定する。現時点では、(a)道路・橋梁、(b)港湾、(c)上水道、(d)灌漑、(e)防災施設（堤防等）、(f)公共施設（学校、病院、政府庁舎等）としているが、JICAとも十分に協議し、決定する。

##### (18) 対象セクターの被害状況及び復興に係るニーズの分析

対象セクターの今次災害による被害状況及び復興に係るニーズを、関係機関へのヒアリング、被害発生箇所での現地調査等により把握の上、分析する。

##### (19) 構造設計や建設に係る法令、ガイドライン、マニュアル等のレビュー

対象セクターのインフラ・公共施設を再建、補強する際に参照される法令、ガイドライン、マニュアル等を先方政府から入手し、確認・分析する。特に地震や津波等の災害への強靱性という観点で、想定災害に耐えうる内容であるかについて検証を行う。

##### (20) 無償資金協力を想定した優先復興事業の形成

「5. 実施方針及び留意事項」のうち、「アウトプット③に関する技術的留意事項」に記載した内容を踏まえて、無償資金協力を想定した優先復興事業の形成を行う。具体的な作業項目は以下のとおり。

- ① 候補となる優先復興事業リスト及びプロフィールの作成
- ② 優先復興事業にかかる選定基準の検討、効果及び環境社会配慮を踏まえたオプションの提示、優先復興事業の選定
- ③ 上記で選定された優先復興事業の概略設計、概略事業費、施工計画の策定、留意事項の整理
- ④ 自然条件調査（ボーリング調査等）

##### (21) 無償資金協力を想定した優先復興事業に関する環境社会配慮調査

JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2017年4月）」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。主な調査項目は以下の通り。

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等）に関する情報収集。特に汚染対



策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ア) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - イ) JICA 環境社会配慮ガイドラインとの乖離及びその解消方法
  - ウ) 関係機関の役割
- ③ スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑦ 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）（案）の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）
- ⑩ 先方政府による許認可手続きへの支援

## (22) 無償資金協力を想定した優先復興事業に関する用地取得・住民移転調査

JICA 環境社会配慮ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2017年4月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本プロジェクトのためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会配慮ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ① 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20% を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール

⑩ 費用と財源

⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム

⑫ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(23) 対象セクターにおける復興基本コンセプトの策定に係る地方政府、PU 及び MOT への支援

「5. 実施方針及び留意事項」のうち、「アウトプット③に関する技術的留意事項」に記載した内容を踏まえて、対象セクターにおける復興基本コンセプトの策定に係る支援を行う。

(24) 対象セクターの復興基本コンセプトにおける戦略的環境アセスメントの実施

復興基本コンセプトの作成に当たり、戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討を行う。具体的には上記5. (17)及び6. (4)の指示を参照すること。

(25) インフラ・公共施設の強靱化のための構造設計に係る参照マニュアル（案）の作成

「5. 実施方針及び留意事項」のうち、「アウトプット③に関する技術的留意事項」に記載した内容を踏まえて、参照マニュアル（案）を作成する。

(26) 参照マニュアル(案)に基づく、対象セクターにおける基本設計に係る地方政府、PU 及び MOT への支援（パイロット設計事業の実施支援）

パイロット設計事業を対象に、基本設計に係る技術的な支援を行う。

(27) 上記基本設計に基づく、インフラ及び公共施設の建設に係る地方政府、PU 及び MOT への支援（パイロット建設事業の実施支援）

パイロット設計事業の一部について、その基本設計に基づき、インフラ・公共施設の実際の建設をパイロット建設事業として実施する。具体的には、実施設計、調達、施工監理を実施することとし、現地再委託も可能とする。なお、パイロット建設事業の選定に当たっては、原則、JICA 環境社会配慮ガイドライン上の環境カテゴリ C であるもののみを対象とすることとし、特に用地取得・住民移転を伴うものや IEE の作成及び環境許認可の取得が必要となるようなプロジェクトは対象としない。

(28) 参照マニュアルの最終化

パイロット設計事業及びパイロット建設事業を通じて得られた経験及び知見を、参照マニュアル（案）に反映し、最終化する。

**(29) 既存の法令、ガイドライン、マニュアル等の改善に係る関係省庁及び機関への支援**

将来の更なる災害に備え、既存の法令、ガイドライン、マニュアル等を改善するための提言を取りまとめ、実際の反映に向けた先方政府との協議・調整を行う。

**【アウトプット④：生計回復及びコミュニティ再生支援指針が作成される】**

**(30) 被害状況の分析**

BAPPEDA 及び関係部局に、市・県の被害データが集約されることとなっていることから、関係者へのヒアリングやデータ収集を通し、当該分野の被災状況を確認する。加えて、インドネシア政府・他の支援機関等の支援状況を把握し、当該分野の最新状況を確認する。

**(31) インドネシア側が策定した生計回復及びコミュニティ再生アクションプランのレビュー**

復興マスタープランにおける当該分野の関連項目を把握した上で、州が取りまとめる各市・県のアクションプランをレビューする。

**(32) パイロットプロジェクトの選定**

復興マスタープランとの整合性、迅速性、技術的な妥当性、持続性、生計回復への貢献の程度、仮設住宅整備状況及び恒久住宅整備計画とその進捗、プロジェクト実施期間内で完了できるものであること等に留意しながら、復興アクションプランに掲げられている生計回復・コミュニティ再生支援に係る事業のスクリーニングを行い、その一部を、インドネシア政府とも十分に協議しながら、パイロットプロジェクトとして選定し、支援を行う。

当該パイロットプロジェクトは、今後被災地にてインドネシア政府側や他の支援機関が展開する復興事業にも資することや教訓を提供することも目的のひとつとする。

施設の建設・再建・補修等が必要となる場合、対象施設の規模については、プロジェクト実施期間内に工事が完了し、適切な品質及び維持管理体制の構築が確保されるものであることを条件とする。また、施設設計及び後期設定については、雨期・乾期の影響についても配慮する。なお、パイロットプロジェクトの選定に当たっては、原則 JICA 環境社会配慮ガイドライン上の環境カテゴリ C であるもののみを対象とすることとし、特に用地取得・住民移転を伴うものや IEE の作成及び環境許認可の取得が必要となるようなプロジェクトは対象としない。

**(33) パイロットプロジェクトの実施**

選定されたパイロットプロジェクトについて、その詳細な内容及び対象者等をインドネシア政府とも十分に協議しながら決定し、実施の支援を行う。

**① 実施手順**

パイロットプロジェクトの選定から実施にかけての具体的な実施手順は以下

を想定する。

- ア) インドネシア政府、民間、NGO、NPO の活動調査
- イ) 公共サービスの実施体制評価
- ウ) 瑕疵担保責任に係るインドネシアの法令、商習慣整理
- エ) 住民の生計手段・技術等の評価
- オ) 調達事情の調査
- カ) パイロットプロジェクトの選定
- キ) パイロットプロジェクトの詳細な内容（必要な計画・設計・積算を含む）及び対象者の検討
- ク) パイロットプロジェクトの実施及び実施監理（生計回復のためのコミュニティの能力強化、トラウマヒーリング、災害に強い社会を形成するためのコミュニティの能力強化を含む）
- ケ) パイロットプロジェクトの評価

## ② 関係者の役割分担

目安として、1件当りの事業規模を1,000万円とし、1コンポーネントまたは同種工事の複数サイトの一括発注などの適切な契約ロット分けを検討する。受注者が契約主体となることを基本とするが、各事業の内容・規模等に応じてJICAと協議して契約主体を決定することとし、1件当りの事業規模が過大となるなど、JICAが直接建設業者等と契約することが適切な場合には、受注者は施設整備計画の策定、入札図書を作成、入札支援、契約支援、着工確認、施工監理、竣工検査、完工までの一連の業務において、JICAを支援する。

現段階で想定されるパイロットプロジェクトの内容と想定予算については、理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、パイロットプロジェクトの経費は合計で5,000万円程度を想定し、本見積りに定額計上すること。

## (34) 生計回復・コミュニティ再生に係る参照マニュアルの作成

実施したパイロットプロジェクトを随時評価の上、他地域にもモデルとして普及できるように、かつ将来の災害の際に適切に活用されるように、コミュニティの再構築及び生計回復事業の実施プロセスや留意点等をまとめた生計回復・コミュニティ再生に係る参照マニュアルを関係部局と十分に協議の上作成する。

## (35) 生計回復支援及びコミュニティ再生支援に係る提言の作成

インドネシア政府による生計回復支援及びコミュニティ再生支援に係る復興事業が適切に実施されるよう、提言を取りまとめる。なお、この際、仮設住宅居住者が、移転先にて恒久住宅への居住を開始してから数カ月経過した段階となると想定されるため、移転先におけるコミュニティ開発、復興まちづくりの観点からの提言を含むものとする。

## 【各種レポートの提出】

## (36) インセプションレポートの作成・協議

本業務の実施方針、作業計画及び実施体制等を取りまとめ、インセプションレポートを作成し、JICAに説明した上で承認を得る。上記を経た上で、第一回JCCを開催し、インドネシア政府に対してインセプションレポートを基に業務計画の説明・協議を行い、内容について合意を得る。

### (37) インテリムレポートの作成・協議

インセプションレポート以降の各種調査・分析結果、災害リスク評価及びハザードマップの作成支援の結果、空間計画（RTRW）及び詳細空間計画（RDTR）の策定支援の結果、インフラ・公共施設の強靱化のための構造設計に係る参照マニュアル（案）の作成状況、パイロット設計事業の進捗、生計回復・コミュニティ再生に係るパイロットプロジェクトの進捗等について、インテリムレポートとして取りまとめ、JICAに説明した上で承認を得る。上記を経た上で、第二回 JCC を開催し、インドネシア政府に対してインテリムレポートを基に活動の進捗や課題、以降の実施方針等の説明・協議を行い、内容について合意を得る。

### (38) プロGRESSレポートの作成・協議

インテリムレポート以降の業務結果をプロGRESSレポートとして取りまとめ、JICAに説明した上で承認を得る。上記を経た上で、第三回 JCC を開催し、インドネシア政府に対してプロGRESSレポートを基に活動の進捗や課題、以降の実施方針等の説明・協議を行い、内容について合意を得る。

### (39) ドラフトファイナルレポートの作成・協議

すべての活動成果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめ、JICAに説明した上で承認を得る。上記を経た上で、第四回 JCC を開催し、インドネシア政府に対してドラフトファイナルレポートを基に活動成果や残された課題及びそれに対する提言等の説明・協議を行い、内容について合意を得る。

### (40) ファイナルレポートの作成・協議

ドラフトファイナルレポートに対するインドネシア政府からのコメントを踏まえ、加筆・修正を加え、JICA の確認を得た後に、ファイナルレポートとして JICA に提出する。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポート及び瑕疵検査報告書とする。

各報告書のインドネシア側関係機関への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、各報告書の内容について JICA から修正の指示があった場合は、インドネシア側関係機関への説明・協議前に対応すること。インドネシア側への報告書の配布部数は R/D で合意済みであるが、部数の変更が必要となる場合は、インドネシア側 C/P 機関及び JICA に相談の上で調整する。

#### ① インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後 10 日以内

部 数：英文 25 部（うち、インドネシア政府へ 20 部）、和文 10 部

電子データ：上記報告書の PDF（CD-R 2 枚（うち、インドネシア政府へ 1 枚））

- ② インテリムレポート  
 記載事項：提出までの活動結果  
 提出時期：2019年4月  
 部数：英文25部（うち、インドネシア政府へ20部）、和文要約5部  
 電子データ：上記報告書のPDF（CD-R2枚（うち、インドネシア政府へ1枚））
- ③ プロGRESSレポート  
 記載事項：インテリムレポート提出後の活動を中心に提出までの活動結果  
 提出時期：2019年12月  
 部数：英文25部（うち、インドネシア政府へ20部）、和文要約5部  
 電子データ：上記報告書のPDF（CD-R2枚（うち、インドネシア政府へ1枚））
- ④ ドラフトファイナルレポート  
 記載事項：プロジェクトの全体成果（案）（技術移転結果含む）  
 提出時期：2020年8月  
 部数：英文25部（うち、インドネシア政府へ20部）、尼文要約30部（うち、インドネシア政府へ30部）、和文要約5部  
 電子データ：上記報告書のPDF（CD-R2枚（うち、インドネシア政府へ1枚））
- ⑤ ファイナルレポート  
 記載事項：プロジェクトの全体成果（技術移転結果含む）  
 提出時期：2020年10月  
 部数：英文30部（うち、インドネシア政府へ20部）、尼文要約35部（うち、インドネシア政府へ30部）、和文要約30部  
 電子データ：上記報告書のPDF（CD-R10枚（うち、インドネシア政府へ5枚））
- ⑥ 瑕疵検査報告書  
 記載事項：全パイロットプロジェクトの瑕疵検査結果  
 提出時期：2021年10月  
 部数：英文5部（うち、インドネシア政府へ5部）、和文要約3部  
 電子データ：上記報告書のPDF（CD-R2枚（うち、インドネシア政府へ1枚））

## (2) 報告書作成に係る留意事項

### ① 報告書の仕様

ファイナルレポートのみ製本とし、その他の報告書は原則として簡易製本とする。また、報告書の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。

### ② 報告書の形式・説明

ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号当、略語等の統一性と整合性を確保すること。加えて、専門性の高い用語を用いる場合には、適宜補注等で説明を行うこと。

- イ) 必要に応じ、図表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ウ) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。加えて、インセプションレポートを除く各報告書の巻頭には10ページ程度に取りまとめた要約を含めること。
- エ) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。

### (3) その他の報告書類

#### ① 議事録

インドネシア側関係機関との調整会議、各報告書の説明・協議については、議事録（M/M）を作成し、JICAに5日程度のうちに提出する。特にJCCの議事録については、インドネシア側関係機関の確認を求め、署名を得た上で提出する。

また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても、5日程度の内に議事録を作成し、JICAに提出する。JICAインドネシア事務所における打合せについても同様とする。

#### ② 業務計画書

業務開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部数：和文3部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

#### ③ プロジェクト活動業務報告書

記載事項：JICAの規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告

提出時期：翌月10日まで

部数：和文2部（様式指定なし）

#### ④ 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは、電子データにて整理し、プロジェクト終了時にJICAに提出する。なお、項目毎に整理した、収集資料リストについては、月次の報告と同じタイミングでJICAに提出する。

#### ⑤ 調査用資機材等取得明細表

JICAの指定する様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時（取得のあった年度の業務完了時）にJICAに提出する。

#### ⑥ 広報用資料

プロジェクト概要や成果を簡潔に伝えるパンフレット（A4紙4～8枚程度）を作成しJICAに提出する。パンフレットの作成に当たっては、わかりやすい図表、視認性に優れたフォントや色彩等を用い、明瞭なデザインとする。加えて、文書も専門用語を極力使用しない等、理解しやすいものとする。

提出時期：ファイナルレポート1提出時

部数：英文500部、尼文250部、和文250部、電子データ（PDF）

#### ⑦ デジタル画像集

本プロジェクトを通じて記録した映像・写真をデジタル画像集として編集

し JICA に提出する。デジタル画像集には、プロジェクトの全体像が把握できるように、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、被災施設・インフラ及び周辺の状態、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他の支援機関等の実施した関連案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況又はボトルネックの現状、等を含めること。また、本プロジェクト実施後の変化を現況と比較することに用いることや、震災後の復旧・復興のビフォー・アフターを把握することが重要であることを念頭に置き、簡単なキャプションや撮影時の情報（撮影場所、撮影日等）を付した「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付すること。画像集に収録された映像・写真の著作権は成果品の検査合格と同時に JICA に譲渡されるものとし、著作権が JICA に譲渡された部分の利用または改変については、コンサルタントは JICA に対して著作権者人格権を行使しないものとする。

提出時期：プロGRESSレポート提出時及びファイナルレポート提出時

部 数：CD-R 1 枚

（デジタル映像・画像 100 枚程度（画像は jpeg ファイル形式））

⑧ 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、技術移転の結果、策定された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、契約履行期間内に JICA に提出する。

記載事項：

ア) ファイナルレポートの概要

イ) 活動内容（調査）：調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

ウ) 活動内容と結果（技術移転）：現地におけるセミナー・研修・OJT、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動と結果について記述

エ) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、現地活動体制等）

オ) 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

カ) 策定した計画の具体化に向けての提案

キ) 添付資料

(a) 業務フローチャート

(b) 業務人月表

(c) 研修員受入れ実績

(d) 調査用資機材実績（引渡リスト、受領書（写）含む）

(e) 会議記録等

(f) 収集資料リスト

(g) その他調査活動実績

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：和文 3 部（簡易製本）、電子データ（PDF）

⑨ 概略事業費（無償）積算内訳書

部 数：和文 2 部

⑩ その他

上記の提出物の他に、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。



## 1. 業務の工程

2018年12月下旬より業務を開始し、2020年7月下旬までにドラフトファイナルレポートを提出し、2020年9月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。2020年9月下旬以降、2021年9月下旬まではパイロットプロジェクトの瑕疵担保期間とする。

## 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

### (1) 業務量の目安

合計 : 約 135M/M

### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。「全体総括／復旧・復興計画」及び「業務調整／援助協調／研修計画」を担当する要員については、便宜的にアウトプット①の中に設定しているが、両団員はすべてのアウトプットを横断的に把握の上、指揮・調整等の業務を担うことと想定している。なお、業務内容及び業務工程を考慮の上、現地のリソースの活用を含めてより適切な要員構成がある場合、理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、評価対象業務従事者について、本指示書に記載された格付目安を超える格付提案をコンサルタントが行うことも可とするが、その場合には理由及び人件費を含めた事業費全体の経費の節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

#### 【アウトプット①】

- ア) 全体総括／復旧・復興計画（1号）
- イ) 災害リスク評価／ハザードマップ
- ウ) デジタル地形図／GIS
- エ) 地震分析
- オ) 津波分析
- カ) 地質分析
- キ) 業務調整／援助協調／研修計画

#### 【アウトプット②】

- ク) チームリーダー／土地利用計画／空間計画（2号）
- ケ) 都市計画／都市開発管理
- コ) 土地利用規制
- サ) 建築規制
- シ) 環境社会配慮

#### 【アウトプット③】

- ス) チームリーダー／インフラ施設計画（2号）
- セ) 公共施設計画
- ソ) 公共施設補修
- タ) 道路・橋梁計画
- チ) 道路・橋梁補修
- ツ) 港湾計画
- テ) 港湾補修

ト) 上水道計画 (浄水場、ポンプ場)

ナ) 上水道計画 (管路)

ニ) 灌漑施設計画

ヌ) 設計/積算/実施監理 1

ネ) 環境社会配慮

【アウトプット④】

ノ) チームリーダー/コミュニティ開発/地域産業振興 (2号)

ハ) コミュニティ強化

ヒ) 生計回復 (水産業)

フ) 生計回復 (手工業)

ヘ) 生計回復 (食品加工業)

ホ) 社会的弱者支援

マ) 設計/積算/実施監理 2

### 3. 相手国の便宜供与

2018年11月に署名予定のR/Dに基づくものとする。なお、コンサルタントの執務室については、ジャカルタに位置するBAPPENASのオフィス内に確保予定であるが、スペースは広くないため、別途執務室の確保が必要。地方部(パル市)でのオフィスの確保についても調査団側の見積りに含めること。

### 4. 配布/閲覧資料

#### (1) 配布資料

以下資料の配布が可能。(JICA 社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ代表アドレス ([eigge@jica.go.jp](mailto:eigge@jica.go.jp)) 宛に、案件名を明示してメールをお送り下さい。)

- ・ JICA 調査団収集・作成資料一式
- ・ 空間計画 (RTRW) 及び詳細空間計画 (RDTR) に係る各種既往ガイドライン
- ・ 討議議事録 (R/D)
- ・ 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領 (2017年4月)

### 5. 機材の調達

コンサルタントは、プロジェクト実施(先方の能力強化等を含む)に必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。ただし、必要経費については、便宜的に1,000万円を上限として、本見積りに計上すること。

機材の調達に当たっては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2017年6月)」に従うこと。また、本契約に基づき本邦で調達した機材、もしくは本邦又は機材使用国以外の第三国で調達した機材を外国に持ち出す(輸出する)場合は、「JICA 輸出管理ガイドライン(業務受託者向け)(2017年6月)」に依ること。

### 6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を

豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・ デジタル地形図の作成
- ・ 地質調査等
- ・ 環境社会配慮調査
- ・ 広報用資料
- ・ インフラ・公共施設の強靱化に係るパイロット建設事業
- ・ 生計回復・コミュニティ再生に係るパイロットプロジェクト

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、本経費は本見積にて計上すること。上記以外に再委託による実施が必要な業務があれば、併せてプロポーザルにて理由とともに提案し、必要経費を本見積に計上すること。

## 7. その他の留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (2) インフラ・公共施設の強靱化に係るパイロット建設事業及び生計回復・コミュニティ再生に係るパイロットプロジェクトの品質管理、瑕疵検査

インフラ・公共施設の強靱化に係るパイロット建設事業及び生計回復・コミュニティ再生に係るパイロットプロジェクトについては、コンサルタントは完工時及び完了時に品質及び成果の確認を行い、JICAに報告すること。インフラ・公共施設の強靱化に係るパイロット建設事業及び生計回復・コミュニティ再生に係るパイロットプロジェクトによる施設完工後、本プロジェクト契約期間満了時までの間についてはモニタリング期間とし、必要に応じて現地調査を行い、施設の状態について診断・評価を行う。現地調査を行った場合は、モニタリング調査結果報告書を作成し、JICAに提出する（報告書作成に関しては、今回の見積には含まない）。

なお、JICAへの完工に係る報告以降コンサルタントの責によらない瑕疵が生じた場合は、必要な対応に係る費用に関してJICAが負担を検討するので、本対応の要否は、JICAとよく相談の上、確認する。

### (3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAインドネシア事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治

安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

**(4) 不正腐敗の防止**

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

**(5) 適用する約款**

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上